

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

富裕層のための相続・生前贈与の最新知識

生前贈与の仕組みが 2024年より大きく変わる

こんにちは、高橋学です。ゴールデンウィークには親族が集まり、子や孫たちと相続について話す機会もあるのではないのでしょうか。2015年に相続の基礎控除が大幅に縮小されたことで、相続税の課税対象者が急増、その後も増加傾向が続いており、相続対策への関心が高まっています。相続対策としてよく活用されるのが生前贈与の仕組みである、「暦年贈与」と「相続時精算課税」ですが、共に2023年度の税制改正により使い勝手が大きく変わりました。詳しく見ていきましょう。

暦年贈与は、贈与税の基礎控除枠1年間110万円を使い、年単位で財産を子や孫に少しずつ生前贈与する方法です。子やその配偶者、孫であれば、贈与する相手の人数に制限はありません。現状では、相続開始前3年以内に行われた生前贈与は相続財産に加算されますが、今回の改正により加算期間が7年以内に延長されました。4年延びたわけですから、暦年贈与の活用を考えるならこれまでより早めの検討をおすすめします。加算期間の延長は24年1月から順次行われ、7年となるのは31年の相続部分からです。23年中の贈与についてはこれまで通りとなります。

活用しやすくなる 相続時精算課税

相続時精算課税も、子や孫への贈与で利用できる贈与税の課税方法のひとつです。計2,500万円の非課税枠(特別控除)内の贈与ならば、何回受けても課税されません。ただしこれまでは、相続時には贈与額をすべて相続財産として加算し、相続税を計算する仕組みのため、税負担の軽減効果は限られていました。

しかし今回の改正で仕組みが変わり、2024年1月からの贈与については、年110万円の基礎控除が新たに設けられます。基礎控除の範囲の金額であれば、相続財産に加算されず、申告も不要です。その結果、これまでは、暦年課税の方が相続時精算課税よりも相続対策として有利とされてきましたが、改正後は加算期間のない相続時精算課税の方が有利となる場合があります。

例えば、1億円の資産がある親(配偶者なし)が相続対策を行わずに亡くなり、2人の子供が5,000万円ずつ相続すると計770万円の相続税が発生します。一方、相続発生前の10年間に、子2人に毎年110万円ずつ生前贈与をした場合、下表のとおり暦年課税で114万円、相続時精算課税で330万円の負担減となります(2031年以降)。

M

■ 暦年贈与と相続時精算課税の改正点

	暦年贈与	相続時精算課税
非課税枠	改正前	累計2,500万円 (特別控除)
	改正後	特別控除に加え、 年110万円の 基礎控除を新設
相続発生時の 贈与財産の 扱い	改正前	死亡前3年以内は 相続財産に加算※1
	改正後	7年以内が 加算対象に

※1 相続または遺贈により財産を取得しない方には適用されません

■ 暦年課税と相続時精算課税の相続税額の比較 (2031年以降に相続が発生した場合)

試算条件: 相続財産の評価額(基礎控除前)合計1億円、配偶者なし、子供2人(子供1人の相続税対象額5,000万円)。相続発生前10年間に子供2人に毎年110万円ずつ贈与した場合

	暦年贈与	相続時精算課税
子1人当たり	生前贈与額	1,100万円 (加算しない部分380万円)※2
	相続税対象額※3	1,100万円 (加算しない部分1,100万円)
	相続税	2,520万円
子2人の相続税合計		328万円
贈与しない場合との差額		656万円
		440万円
		114万円
		330万円

※2 相続開始前4年以前の贈与に係る総額100万円控除の子1人当たり分(50万円)を含む
※3 相続税対象額は基礎控除後の金額